

## 行政権等の行使：③許認可・産業取締（漁業関連）



## No.12 竹島漁獵合資会社設立の届出

## 竹島漁獵合資会社設立御届

1905年(明治38年)6月13日

## 資料概要

中井養三郎を代表社員とし、竹島におけるアシカの捕獲、製造販売を目的とする竹島漁獵合資会社は、1905年(明治38年)6月6日、裁判所に設立の登記を行い(→No.8)、同年6月12日に島根県知事へ代表者届を提出(→No.10)、翌6月13日付で隠岐島司に会社設立を届け出た。隠岐島司に提出された設立届の写しがこの資料である。

設立届の冒頭には、中井ら4名が共同で事業を始め、合資会社を設立して裁判所の登録を受けたこと、別紙に定款及び附属諸規約を添付すること、そして4名の住所と氏名が記されている。

定款には、商号を始め、事業目的が竹島のアシカの捕獲、製造販売であること、社員の出資額及び責任、評決や役員を選出方法、営業利益の積立割合などについて記載がある。

また、社員内規には、毎年の事業開閉にあたり総会を開くこと、内規に違反した者は社員権を喪失することなどが盛り込まれ、定約證では、社員の中で死亡や破産する者がある場合、その共同漁業権及び利益は相続人が取得することを取り決めている。

## 内容見本

## 竹島漁獵合資会社設立御届

私共儀申合ノ上共同事業トシテ竹島海驢漁業致シ度旨兼子テ出願罷在候処其共同条件ニ基キ此度合資会社ヲ設立シ別紙ノ如ク定款及ヒ附属諸規約ヲ締結仕明治三十八年六月六日ヲ以テ裁判所ノ登録ヲ受ケ候条此段御届仕候也

明治三十八年六月十三日

周吉郡西郷町大字西町字指向

中井養三郎

穂地郡五箇村大字久見

橋岡友次郎

周吉郡中村大字湊

井口龍太

周吉郡西郷町大字西町

加藤重蔵

隠岐島司東文輔殿

## 竹島漁獵合資会社約款

## 一目的

竹島海驢捕獲製造販売

## 一商号

竹島漁獵合資会社

## 一社員ノ氏名住所

島根県周吉郡西郷町大字西町字指向貳拾参番地

中井養三郎

島根県穂地郡五箇村大字久見貳百七拾四番地

橋岡友次郎

島根県周吉郡中村大字湊七百四拾番地

井口龍太

島根県周吉郡西郷町大字西町八尾二七番地

加藤重蔵

作成年月日	1905年(明治38年)6月13日
編著者	中井養三郎、橋岡友次郎、井口龍太、加藤重蔵
発行者	中井養三郎、橋岡友次郎、井口龍太、加藤重蔵
収録誌	竹嶋
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	島根県公文書センター
利用方法	島根県公文書センターで利用を行う (竹島資料室で複製本の閲覧可能)

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

## 一本店

島根県周吉郡西郷町大字西町指字向貳拾参番地

### 一社員ノ出資ノ種類

金銭

### 一各社員ノ出資額及責任

一金壹千貳百円 無限 中井養三郎

一金六百九拾円 有限 橋岡友次郎

一金六百九拾円 有限 井口龍太

一金四百貳拾円 有限 加藤重蔵

### 一役員

業務執行社員ハ社員ノ内ヨリ評決ヲ以テ左ノ役員ヲ任免シ業務ヲ

### 分担処理セシム

一事務員壹名 一監督員 貳名

事務員ハ金銭ノ出納事務ヲ處理ス

監督ハ竹島ニ出張シ人夫ヲ指揮シ海驢捕獲製造及繁殖保護方法ヲ  
処理ス

### 一評決

本公司ニ於ケル評決ハ総社員ノ同意ヲ以テス若シ総社員ノ同意ヲ  
得サルトキハ各社員ノ過半数ニ依リ其過半数ヲ得サルトキハ出資額ノ  
過半数ニ依リ之ヲ決ス

但シ缺席シ若クハ意思ヲ表示セザルモノハ棄権ト見做ス

### 一評決ヲ要スル事項

業務執行ニ付評決ヲ要スル事項ハ左ノ如シ

一事業ノ方法予算決算及利益配当ノ件

一役員ノ報酬慰勞賞与等ニ関スル件

一捕獲物販売ニ関スル件

### 一積立金

営業純益総額ノ貳割ハ積立ツル事

### 一代理者

各社員ハ他ノ社員ノ評決ヲ得テ代理者ヲ置クコトヲ得

### 一捕獲方法

海驢繁殖保護ノ方法ハ曾テ中井養三郎ガ当該官庁ニ説明シタル  
意見ヲ採用スル事

### 一社員権ノ喪失

左ノ各号ノ一ニ該当スルモノハ本公司々員タルノ権ヲ失フ

一法令又ハ定款ニ違背シタルモノ

二不正ノ行為アリタルモノ

三竹島海驢漁業ノ許可ヲ取消サレタルモノ

### 一退社員ノ権利

退社員ハ出資ノ外持分ノ払戻シヲ受クルコトヲ得ズ

右之通りニ候也

明治三十八年六月三日

無限責任社員 中井養三郎

有限責任社員 橋岡友次郎

同上 井口龍太

同上 加藤重蔵

## 竹島漁獵合資会社々員内規

第壹条 明治三十八年五月二十日海驢漁業許可出願ニ際シ  
四名ノ間ニ締結シタル申合規約ハ本内規トシテ其効力ヲ存ス

第貳条 年々事業ノ開閉ニ当リ社員ノ通常總會ヲ開ク

第三条 分担事務ヲ処理スルモノハ各其事務ニ付其責ニ任ス

第四条 販売物ノ代金ハ問屋ヨリ直接会社ニ送達スル事

第五条 二重鍵ノ金庫ヲ備置キ緊要ナル書類及銀行ニ預ケ  
入ヲ為ス事能ハザル現金ヲ保蔵ス

但シ其出入ハ業務執行社員及事務員立会ノ上之レヲ為シ上鍵  
ハ事務員之ヲ保管シ内鍵ハ業務執行社員之ヲ保管ス

第六条 本内規ニ違背シタルモノハ本社ノ社員権ヲ喪失ス

第七条 本内規ハ評決ニ依リ改正増補スルコトヲ得

右互ニ遵守スヘキ事ヲ契約ス

明治三十八年六月三日

周吉郡西郷町大字西町

中井養三郎

穩地郡五箇村大字久見

橋岡友次郎

周吉郡中村大字湊

井口龍太

同郡西郷町大字西町

加藤重蔵

### 定約證

死亡破産又ハ禁治産ノ宣告ニ依リ竹島海驢共同捕獲ノ権ヲ失  
ヒタルモノアルトキハ其相続人ヲシテ権利及利益ヲ取得セシム  
ルコトヲ互ニ契約ス其證仍テ如件

明治三十八年六月三日

周吉郡西郷町大字西町

中井養三郎

穩地郡五箇村大字久見

橋岡友次郎

周吉郡中村大字湊

井口龍太

周吉郡西郷町大字西町

加藤重蔵

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

竹島漁獵合資會社設立御届

私共職申合、上共同事業トシテ竹島海驢漁業致シ度  
旨兼子テ出願罷在矣度其共同條件ニ基キ此度合  
資會社ヲ設立シ別紙ノ如ク定款及ヒ附属諸規約ヲ締  
結仕明治三十八年六月六日ヲ以テ裁判所ノ登録ヲ受ケ矣余  
此段御届仕矣也

明治三十八年六月十三日

周吉郡西郷町大字西所字指白

中井養三郎

三志郡五箇村大字久見

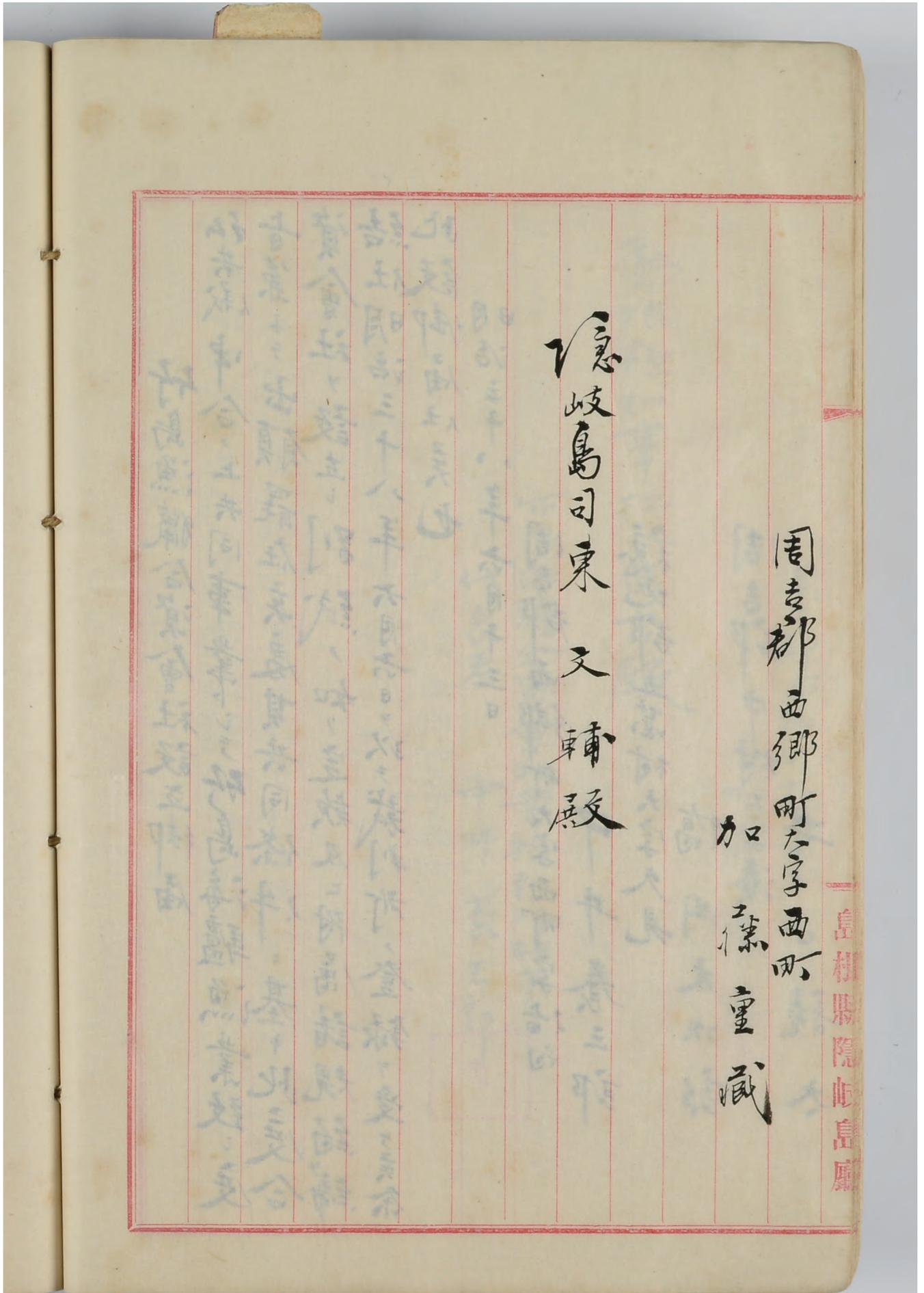
橋岡友次郎

周吉郡中村大字湊

井口龍太

竹島漁獵合資會社

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。



徳島司東 又 輔殿

周吉郡西郷町大字西町

加徳重藏

島根県隠岐島廳

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

竹島漁獵合資會社定款

一 目的

竹島海驢捕獲製造販賣

一 商号

竹島漁獵合資會社

一 社員ノ氏名住所

島根縣周吉郡 西郷町大字西町字指白

貳拾叁番地

中井春三郎

島根縣隱岐郡 五箇村大字久見貳百

七拾四番地

梅岡友次郎

島根縣周吉郡 中村大字湊七百四

島根縣立文書館

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

拾番地

島民縣周吉郡西郷町大字西所  
八尾二七番地

井口 龍太

一本店

島民縣周吉郡西郷町大字西所字指白貳拾叁番地  
一社員、出資、種類

加藤 重藏

金 貳

一各社員、出資額及責任

一金壹千貳百圓

無限

中井 養三郎

一金六百九拾圓

有限

橋岡 友次郎

一金六百九拾圓

有限

井口 龍太

島根縣隱岐島廳

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

一金四百貳拾圓

有限

加藤重藏

一役員

業務執行社員、社員ノ内ヨリ評決ヲ以テ左ノ役員ヲ  
任免シ業務ヲ分担處理セシム

一事務員 壹名

一監督員

貳名

事務員ハ金錢ノ出納事務ヲ處理ス

監督ハ竹島ニ出張シ人夫ヲ指揮シ海驢捕獲製造  
及蕃殖保護方法ヲ處理ス

一評決

本會社ニ於ケル評決ハ總社員ノ同意ヲ以テス若シ總社  
員ノ同意ヲ得サルトキハ各社員ノ過半数ニ依リ其過半数ヲ  
得サルトキハ出資額ノ過半数ニ依リ之ヲ決ス

但シ缺席シ若クハ意思ヲ表示セサルモノハ棄權ト見做ス

島根県系憲法

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

一 評決ヲ要スル事 頂

業務執行ニ付 評決ヲ要スル事 頂ハ左ノ如シ

一 事業ノ方法豫算決算及利益配當ノ件

一 役員ノ報酬慰勞賞與等ニ関スル件

一 補獲物販賣ニ関スル件

一 積立金

營業純益総額ノ割ハ積立ル事

一 代理者

各社員他ノ社員ノ評決ヲ得テ代理者ヲ置クト得

一 補獲方法

毎驢蕃殖保護ノ方法ハ曾テ中井養三郎ガ當該官

廳ニ説明シタル意見ヲ採用スル事

一 社員ノ權喪失

島根縣隱岐島廳

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

左ノ各号ノ一ニ誤当スルモノハ本会社社員タルノ權ヲ失フ

一法令又ハ定款ニ違背シタルモノ

ニ不正ノ行為アリタルモノ

三竹島海鹽漢業ノ許可ヲ取消セントスルモノ

一退社員ノ權利

退社員ハ出資ノ外持分ノ拂戻シヲ受クルコトヲ得ズ

右ニ通りニ矣也

明治三十八年六月三日

無限責任社員

中井養三郎

有限責任社員

橋岡友次郎

全

井口龍太

全

加藤重藏

島根縣農工部

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

行島漁獵合資會社々員内規

策壹条 明治三十八年五月二十日海驢漁業許可出

願ニ際シ四名ノ間ニ締結シタル申合規約ハ本内規トシ

テ其効力ヲ存ス

策貳条 年々事業ノ開閉ニ当リ社員ノ通常總會ヲ

開ク

策三条 分担事務ヲ處理スルモ、ハ各其事務ニ付其責

ニ任ス

策四条 販賣物ノ代金、問屋ヨリ直接會社ニ送達ス

ル事

策五条 二重鍵ノ金庫ヲ備置キ緊要ナル書類及銀行

預ケ入ヲ為ス事能ハサル現金ヲ保藏ス

但シ其出入ノ業務執行社員及事務員三會ノ上之レヲ

島根縣廳支島廳

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

島根県隠岐島

為レ上 鍵ハ事務負之ヲ保管之内 鍵ハ業務執行社

負之ヲ保管ス

策六条 本内規ニ違背シタルモノハ本社、社員權ヲ喪失ス

策七条 本内規ハ評決ニ依リ改正増補スルコトヲ得

右互ニ遵守スルキ事ヲ契約ス

明治三十八年六月三日

周吉郡 西郷町大字西町

中井 養三郎

榎地郡 五箇村大字久見

高田 友次郎

周吉郡 中村大字湊

井口 龍太

今郡 西郷町大字西町

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

定約證  
加藤重藏

死亡破産ノ禁治産ノ宣告ニ依リ竹島津驛共同  
獲ハ権ヲ失ハルルモノトシテ其相續人トシテ推測及  
利益ヲ取得スルモノトシテ互ニ契約ノ其證トシテ如件  
明治二十八年六月三日

岡吉郎 西御所大字西町

中井泰三郎

尾池郎 五箇町字久見

高宮文次郎

岡吉郎 中村大字津

井口 龍太

岡吉郎 西御所大字西町

加藤重藏

島根県歴史資料館

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

定約證

死亡破産又ハ禁治産ノ宣告ニ依リ竹島海驢共同捕獲ノ權ヲ失ヒタルモノアルトキハ其相續人ヲシテ權利及利益ヲ取得セシムルコトヲ互ニ契約ス其證仍テ如件

明治三十八年六月三日

周吉郡 西郷町大字西町

中井養三郎

徳地郡 五箇村大字久見

橋宝友次郎

周吉郡 中村大字湊

井口龍太

周吉郡 西郷町大字西町

加口 藤重藏

島根県系憲支島憲